

第10回定例校長会レジュメ

1 日 時 令和8年2月4日（水）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 4階 議会第3・4会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

① **教推** 令和7年度学校教育自己診断の結果概要について

② **教推** 令和8年度法定研修について

③ **教推** 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインの活用について

④ **教推** SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について

⑤ その他

(4) 閉会

次回の日程

3月27日（金）午前9時30分から

島本町役場 4階 議会第3・4会議室

令和7年度 学校教育自己診断 小学校（共通項目）

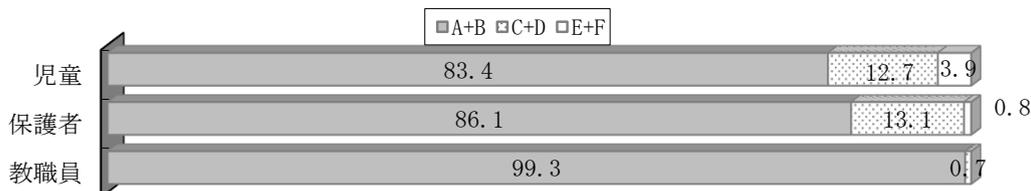
1. 学校の生活について

児童 学校へ行くのが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。

教職員 学校では、児童がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:まったくあてはまらない E:わからない F:無回答



〔分析〕

前年度質問内容 教職員なし

肯定的回答割合前年度比:児童+2.6%、保護者+2.1%

前年度比で、児童・保護者の肯定的回答割合が増加した。

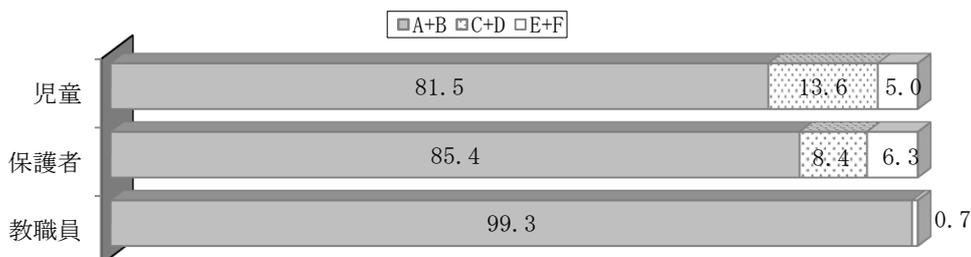
中学校調査と文言を揃えるため、教職員対象の設問を作成した。児童・保護者・教職員共に高い肯定的回答割合を維持することができている。引き続き、この項目の肯定的回答割合が100%となることを目標として、児童を中心とした学校づくりを進める必要がある。

2. 「確かな学力」の育成について

児童 学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。

保護者 学校は、子どもが進んで学習に取り組むように工夫している。

教職員 学校では、授業が「主体的に学ぶ力」がつくように工夫改善を図っている。



〔分析〕

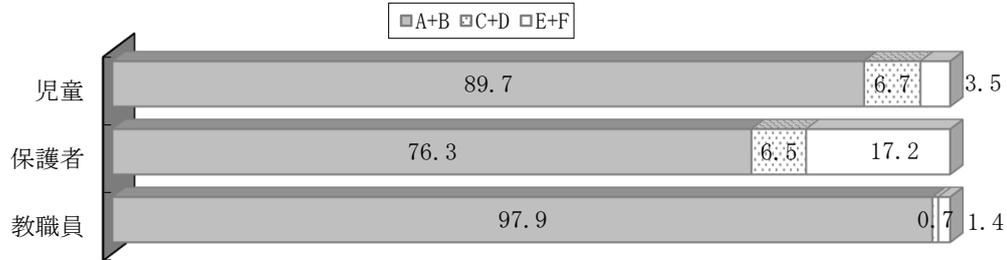
肯定的回答割合前年度比:児童+5.2%、保護者+1.8%、教職員+2.7%

前年度比で、児童・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が増加した。

特に児童において肯定的回答割合の増加率が高かったことは、教職員がたゆまぬ授業改善に取り組んできた成果であると分析できる。しかしながら、否定的回答割合とわからない・無回答を合わせた2割弱の層に向けて、どのようなアプローチを行っていくかについて、研究を継続する必要がある。

3. ICTの活用について

児童 学校で、コンピュータやプロジェクター、タブレット端末を使った授業をしている。
 保護者 学校は、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。
 教職員 学校では、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使った授業づくりを推進している。



[分析]

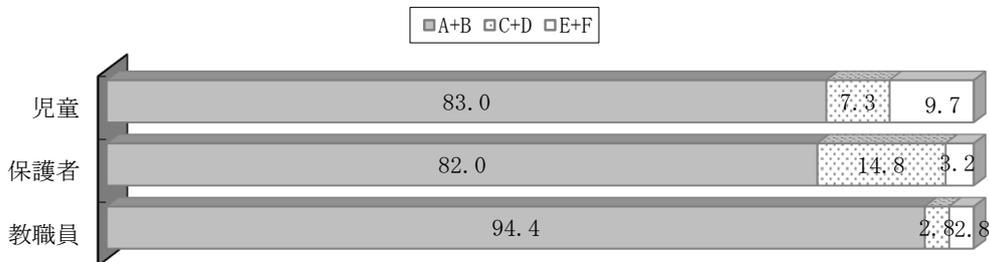
肯定的回答割合前年度比:児童-1.6%、保護者+9.9%、教職員+8.1%

前年度比で、保護者・教職員の肯定的回答割合が増加し、児童では微減した。

特に保護者におけるわからない・無回答の回答割合が大きく減少したことは、小学校が一人一台端末の持ち帰りによる学習機会を多く設定したこと等の成果であると分析できる。今後も、端末の使用が目的とならぬよう、適切な端末の活用について、学校間でも好事例の収集を進める必要がある。

4. 学校の通知表について

児童 通知表の内容は、納得できる。
 保護者 通知表は、よくわかる。
 教職員 学校の通知表は、児童・保護者にわかりやすく、適切な評価が行われている。



[分析]

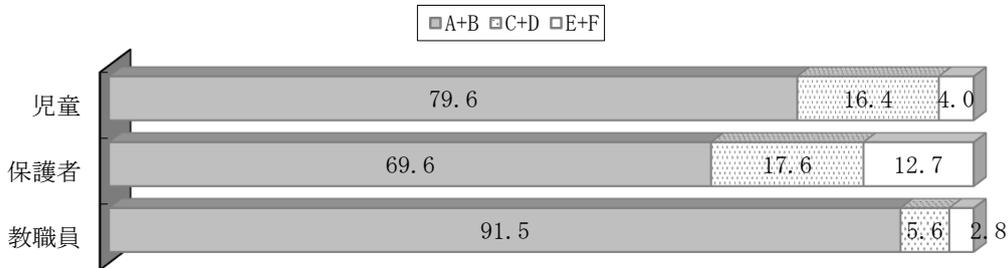
肯定的回答割合前年度比:児童+1.4%、保護者+2.2%、教職員+9.7%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が微増し、保護者・教職員では増加した。

昨年度の課題であった教職員のわからない・無回答が大きく減少したことは、各小学校が指導と評価の一体化をより推進したことと関連があるのではないかと分析できる。ただ、保護者の否定的回答割合は依然高い水準であることから、教職員と児童・保護者間での評価規準・基準の共有等が必要であると分析できる。

5. 自学自習について

児童 自ら進んで学習(宿題、予習・復習、自主学習など)している。
 保護者 学校は、自学自習の取組を推進している。
 教職員 学校では、自学自習力育成のため、全体で取り組んでいる。



〔分析〕

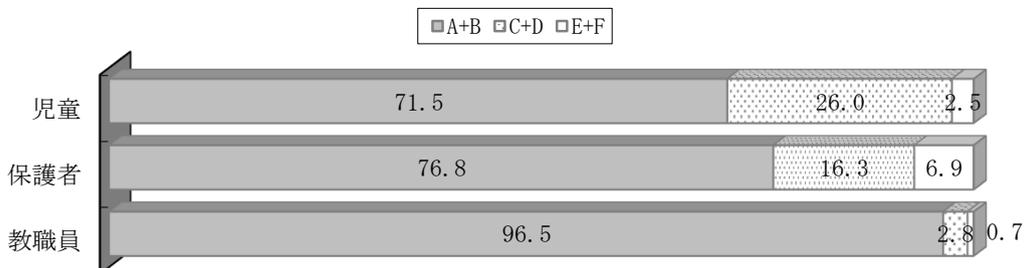
肯定的回答割合前年度比:児童+1.6%、保護者-3.1%、教職員-5.1%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が微増し、保護者・教職員では減少した。

前年度肯定的な回答を行った保護者や教職員が、否定的な回答やわからない・無回答へと流れたと分析できる。各種学力調査等の結果等も鑑み、まずは学校として自学自習の重要性をいかに児童・保護者へ発信していくかの方向性を示すことが重要である。

6. 読書習慣について

児童 読書をよくする。
 保護者 学校は、子どもに読書の習慣がつくよう指導している。
 教職員 学校では、子どもの読書習慣の定着に向けた取組を、重点的に行っている。



〔分析〕

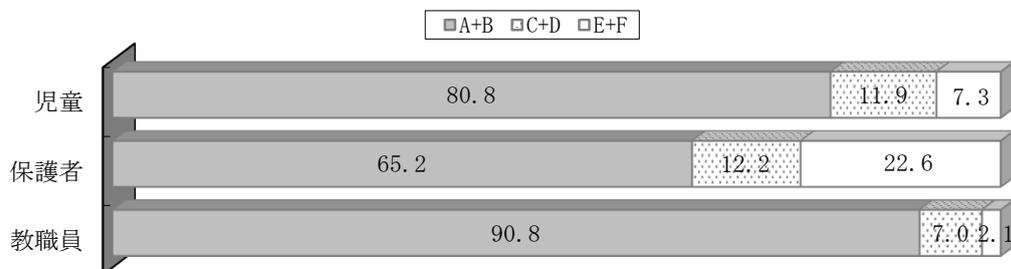
肯定的回答割合前年度比:児童+4.1%、保護者+1.1%、教職員-3.5%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が増加し、保護者では微増し、教職員では減少した。

肯定的回答割合は増加したものの、読書の習慣化には至っていないと分析できる。引き続き、読書習慣の定着に向け、学校図書館司書や町立図書館と連携し、児童の4分の1以上を占める否定的回答割合の層に対するアプローチを続けていく必要がある。

7. キャリア教育について

児童 学校では、役割を果たすことの大切さ(かかり活動や当番など)や自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。
 保護者 学校は、学年に応じて、子どもが生き方や将来について、考えられるような指導(キャリア教育)を行っている。
 教職員 学校では、児童が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。



〔分析〕

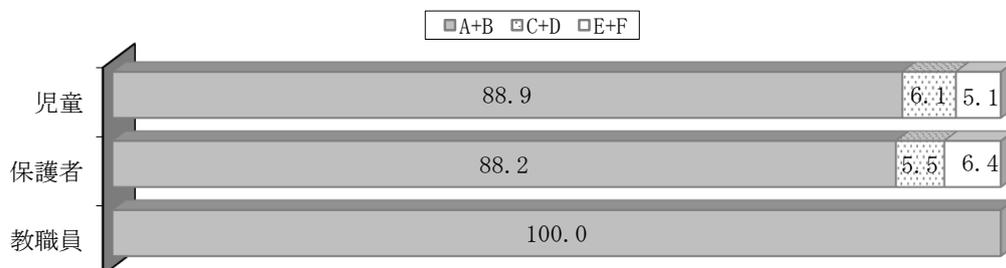
肯定的回答割合前年度比:児童+0.7%、保護者+5.7%、教職員+0.1%

前年度比で、児童・教職員の肯定的回答割合が微増し、保護者では増加した。

保護者の肯定的回答割合が大きく増加したことは、ICTの活用と同じく、学校が取組内容の発信に努めた成果であると捉えることができる。しかしながら、児童の約12%が否定的な回答を行っていることを鑑み、あらゆる教育活動の根幹にキャリア教育があることを周知していく必要がある。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

児童 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学ぶことができる。
 保護者 学校は、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学んでいる。
 教職員 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることを身につけるよう指導している。



〔分析〕

前年度質問内容 教職員:学校は～

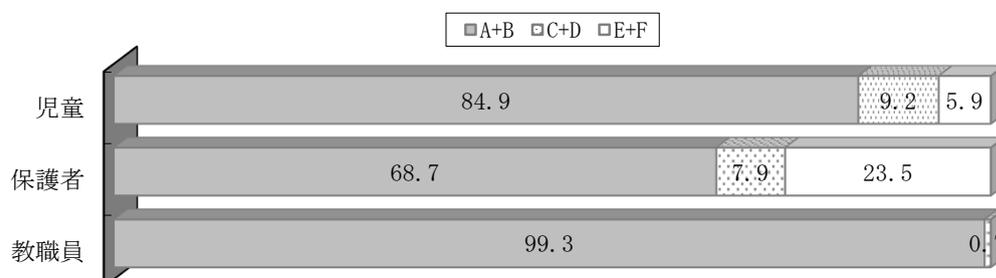
肯定的回答割合前年度比:児童+1.6%、保護者+0.9%、教職員±0%

前年度比で、児童・保護者の肯定的回答割合が微増した。

全ての教育活動の基盤に人権教育を据え、互いの違いを認め合う関係作りを、各小学校で適切かつ継続的に実施してきた成果であると分析できる。今後も「心の教育」について、その必然性を皆が納得したうえで、推進していくことが重要である。

9. いじめ防止・対応について

児童 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことがある。
 保護者 学校は、いじめ防止・対応の取組を行っている。
 教職員 学校では、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。)



[分析]

前年度質問内容 教職員:学校は～

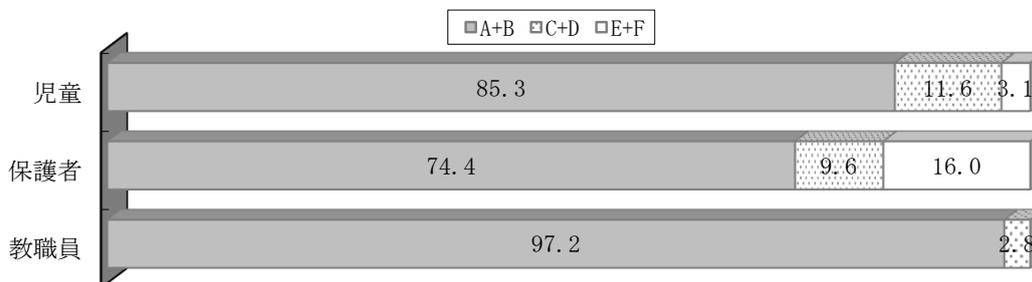
肯定的回答割合前年度比:児童+0.6%、保護者+3.3%、教職員-0.7%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が微増し、保護者では増加、教職員では微減した。

依然として保護者のわからない・無回答の割合が高水準である。学校で実施しているいじめ防止授業等の発信に加え、家庭と共に実施できるよういじめ防止の取組について、研究していく必要がある。

10. 「食の教育」について

児童 自分の健康を考えて給食を好き嫌いなく食べようとしている。
 保護者 学校は、「食育」についての取組を推進している。
 教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。



[分析]

前年度質問内容 保護者:学校では、子どもと食について話をしている。

教職員:学校では、食に関する指導を計画的に実施している。

肯定的回答割合前年度比:児童+4.3%、保護者+2.3%、教職員+3.1%

前年度比で、児童・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が増加した。

より具体的に食育についての捉え方を把握するため、文言を変更した。肯定的回答割合が増加した要因として、栄養教諭等と連携した組織的な食育授業が推進されたことが挙げられる。今後も、給食の様子や食に関する指導成果をさらに家庭へ発信し、学校と家庭が手を取り合う意識を高める必要がある。

令和7年度 学校教育自己診断 中学校（共通項目）

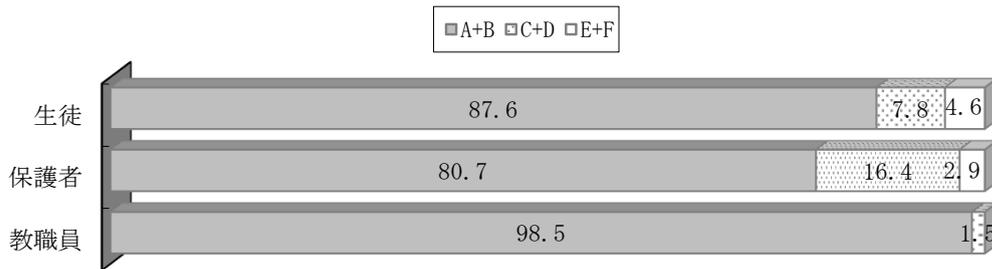
1. 学校の生活について

生徒 学校へ行くことが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くことを楽しみにしている。

教職員 学校では、生徒がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:まったくあてはまらない E:わからない F:無回答



[分析]

肯定的回答割合前年度比:生徒-0.1%、保護者+1.3%、教職員-1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員では微減した。

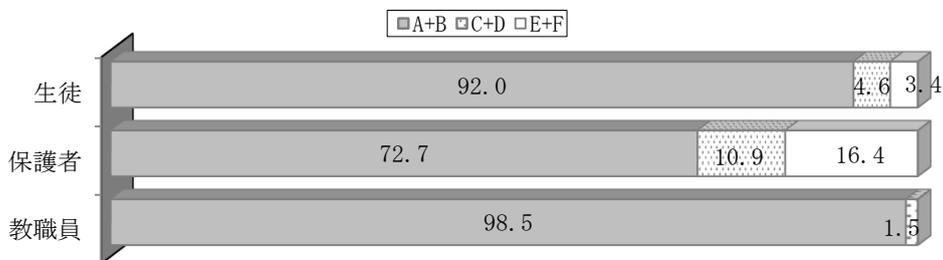
生徒主体の学校運営の推進と、その様子を地域へ積極的に周知したことが、保護者の肯定的回答に繋がったと分析できる。引き続き、全ての回答者において肯定的回答割合が100%となるよう、取組を続ける必要がある。

2. 「確かな学力」の育成について

生徒 先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。

保護者 学校は、生徒が進んで学習に取り組むよう授業を工夫している。

教職員 学校では、生徒が主体的に学ぶことのできる授業づくりを推進している。



[分析]

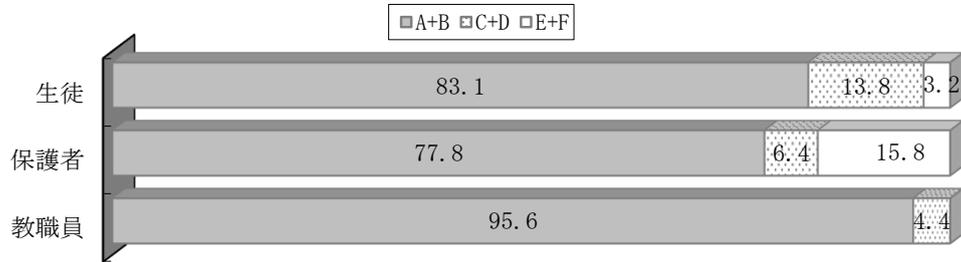
肯定的回答割合前年度比:生徒-1.3%、保護者-3.0%、教職員-0.1%

前年度比で、生徒・教職員の肯定的回答割合が微減し、保護者では減少した。

前年度に引き続き保護者の肯定的回答割合が低く、わからない・無回答が高い結果となっている。引き続き学校での取組内容の発信に努めることと、後に述べるICTの活用や評価についても、たゆまぬ研究を続ける必要がある。

3. ICTの活用について

生徒 一人一台端末(タブレット)を活用した授業は、わかりやすい。
 保護者 学校は、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。
 教職員 学校では、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。



[分析]

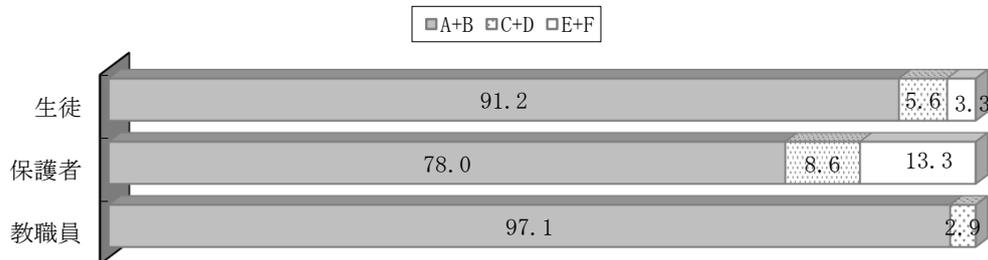
肯定的回答割合前年度比:生徒-7.3%、保護者+0.5%、教職員-3.0%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員では減少した。

生徒と教職員という、学校での教育活動において端末を活用する層での肯定的回答割合減少は、重く受け止める必要がある。GiGAスクール連絡会等を通じ、学年や学校全体、学校間での端末活用の好事例収集に努めるとともに、必然性のある学習課題の設定等に関する研究を進める必要がある。

4. 成績・評価について

生徒 学校が出す学習の成績・評価について、納得できる。
 保護者 学校は、子どもの学力や学習状況に対する評価基準を、適切に提示している。
 教職員 学校では、生徒・保護者にわかりやすく、適切な評価基準を提示している。



[分析]

前年度質問内容 教職員:学校は～

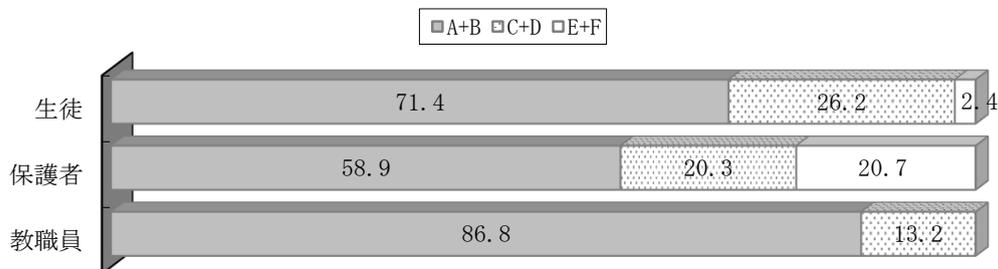
肯定的回答割合前年度比:生徒-3.2%、保護者+2.3%、教職員-1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が増加、生徒では減少、教職員では微減した。

指導と評価の一体化に基づき、「何ができるようになったか」を明らかにすることは、生徒・保護者にとっても教職員にとっても授業改善や学びの自己調整に繋がる重要なポイントである。中学校においては評価が進路に直結することも鑑みながら、透明性のある評価について検討を続けねばならない。

5. 自学自習について

生徒 自分から計画的に学習(宿題、予習・復習、自主学習など)している。
 保護者 学校は、自学自習力の育成を推進している。
 教職員 学校では、自学自習力育成のため、全体で取り組んでいる。



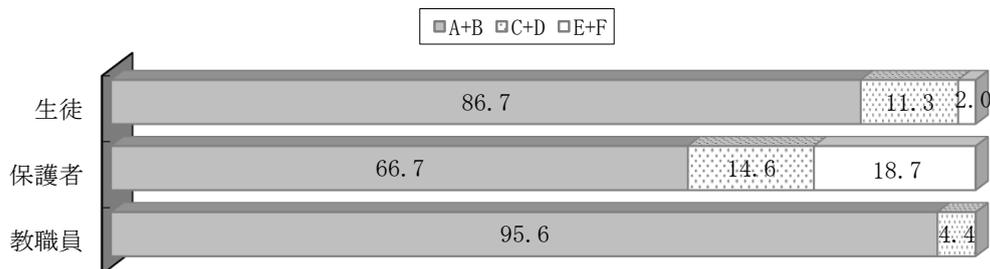
〔分析〕

前年度質問内容 教職員：自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。
 肯定的回答割合前年度比：生徒－0.4%、保護者＋0.7%、教職員－3.2%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒では微減、教職員では減少した。
 教職員における肯定的回答割合の減少は、学校全体としての積極的な取組が行えていないことの証左と捉えることができる。各種学力調査の結果でも、基礎的な知識・技能の獲得が不十分な生徒がいることが分かる。家庭と連携し、自学自習の必要性を周知していく必要がある。

6. 読書活動の推進について

生徒 学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。
 保護者 学校は、読書活動に積極的に取り組んでいる。
 教職員 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。



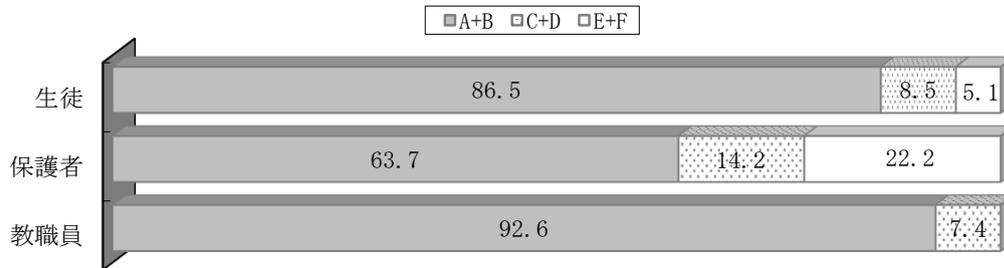
〔分析〕

前年度質問内容 保護者：学校では～
 肯定的回答割合前年度比：生徒－4.5%、保護者－1.2%、教職員－1.5%

前年度比で、保護者・教職員の肯定的回答割合が微減し、生徒では減少した。
 前問と同様に、全ての回答者で肯定的回答割合が減少していることは、学校を挙げての取組が推進されていないことを指すのではないか。学校図書館司書のみならず、司書教諭や担任等、学校全体での読書環境充実に取り組む必要がある。

7. キャリア教育について

生徒 授業や様々な学校での活動の中で、自分の生き方(自分らしさ、他の人や社会とのかかわり、進路など)について、考える機会がある。
 保護者 学校は、学年に応じて、それぞれの生き方(卒業後の進路を含む)について、考えられるような指導(キャリア教育)を行っている。
 教職員 学校では、生徒が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。



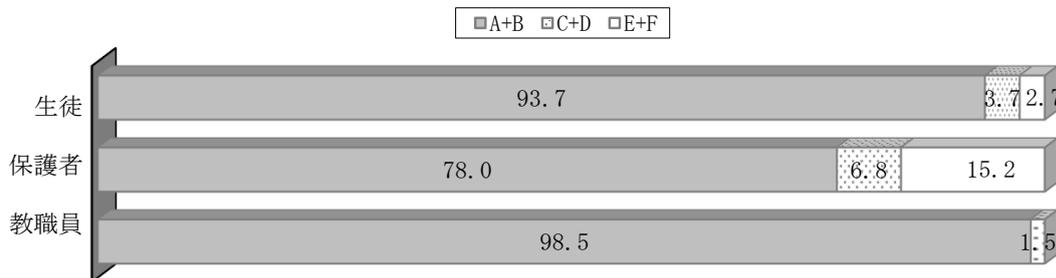
[分析]

肯定的回答割合前年度比:生徒-3.5%、保護者+1.1%、教職員-4.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員で減少した。
 前年度と同様、保護者の肯定的回答割合が低い状況に加え、新たに教職員の否定的回答割合も高くなっている。対策としては、地域や企業等と協働したキャリア教育の具体的成果を積極的に発信し、教育活動の内容を家庭へより多層的に伝達していく取組が考えられる。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

生徒 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルールについて学ぶことができる。
 保護者 学校は、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶ機会を設けている。
 教職員 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について指導している。



[分析]

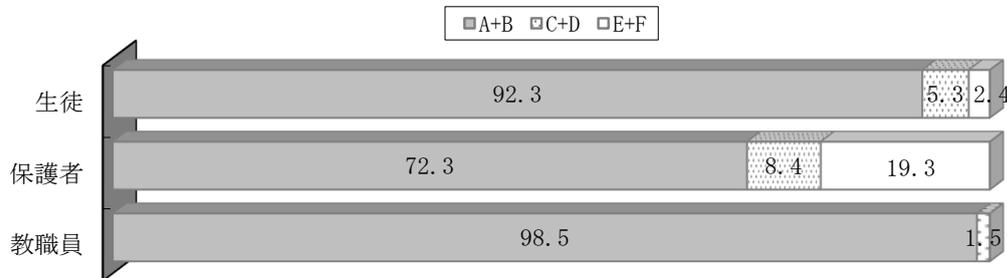
前年度質問内容 保護者:学校では～

肯定的回答割合前年度比:生徒-2.1%、保護者+1.3%、教職員-1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増、教職員では微減し、生徒では減少した。
 今後の方策としては、生徒・教職員の高い意識を維持しつつ、日々の道徳教育や規範意識を育てる具体的な指導場面を、通信等で積極的に発信し、学校での充実した取組を周知していくこと等が考えられる。

9. いじめ防止・対応について

生徒 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことができる。
 保護者 学校は、いじめ防止・対応について学ぶ機会がある。
 教職員 学校では、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。



〔分析〕

前年度質問内容 教職員：学校は～

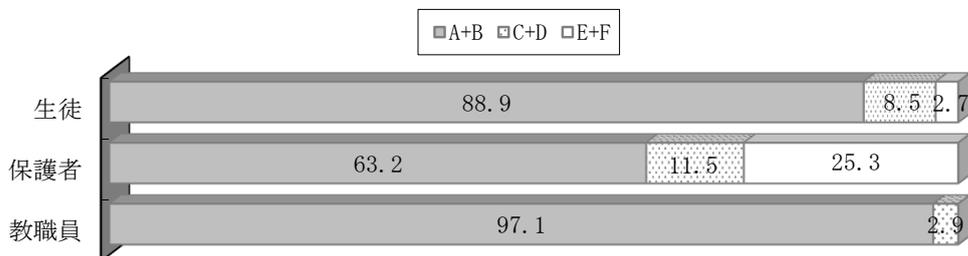
肯定的回答割合前年度比：生徒－1.9%、保護者＋1.7%、教職員－0.1%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員では微減した。

いじめ防止に係る予防的な学びの内容を公開するとともに、互いの違いを認めあい、共に育つ教育が学校のあらゆる場面で行われていることを発信し、保護者や地域の信頼を確立する必要がある。また、生徒・教職員についてもいじめ防止を学ぶことが、互いのウェルビーイングに繋がることを意識させなければならない。

10. 「食の教育」について

生徒 学校では、「食」の大切さについて、考える機会がある。(生徒)
 保護者 学校は、「食育」についての取組を推進している。(保護者)
 教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。(教職員)



〔分析〕

前年度質問内容 保護者：学校では～

肯定的回答割合前年度比：生徒－1.2%、保護者＋0.4%、教職員－1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員で微減した。

保護者のわからない・無回答について、依然として高水準となっている。食育基本法の掲げる「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため」という食育の目的に立ち返り、カリキュラム・マネジメントの観点を重視した授業改善に取り組む必要がある。

令和8年度 小学校初任者研修 校外研修年間計画 (案)

資料 1-1

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)		セルフマネジメント ー働くための基礎的スキルー 児童生徒理解を深めるために ー働きかけの重要性ー 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/7(火)～4/16(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】 開講式 初任者・新規採用者のみなさんへ伝えたいこと 今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】	オンデマンド開催
	4/28(火)	4/30(木)		大阪府教育センター
3	4月～7月		今求められる資質・能力を育む授業づくり2【実践①】	所属校等
4	5月中		授業づくり ー総合的な学習の時間や特別活動における、体験的な活動を取り入れた授業づくり等ー	市町村教育委員会 から別途通知
5	5/12(火)	5/14(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり3 ー国語・算数の授業づくりー	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
6	5/19(火)～7/16(木)		子どもの命と安全を守る取組み ー学校における危機管理ー 人権について考える ー人権尊重の教育についてー セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	6月中		授業づくり ー授業見学等ー	市町村教育委員会 から別途通知
8	6/23(火)	6/25(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり4 ー「特別の教科 道徳」の授業づくりー	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	5/19(火)～7/16(木)		セルフマネジメント ーメンタルヘルスケアー	オンデマンド開催
9	7/21(火)～9/17(木)		支援教育の現状と課題 ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー	オンデマンド開催
10	7/27(月)	7/28(火)	児童生徒理解を深めるために ー不登校・いじめ・児童虐待等について/児童生徒・保護者との 関わり方ー	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
11	7/27(月)	7/28(火)	人権について考える ー在日外国人教育についてー	大阪府教育センター
	13:30～15:00			
	7/21(火)～9/17(木)		人権について考える ージェンダー平等教育・性の多様性についてー	オンデマンド開催
12	夏季休業中		人権教育研修 ー市町村における人権教育の現状と課題ー	市町村教育委員会 から別途通知
13	8/17(月)	8/20(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり5【検証①】	大阪府教育センター
14	7/21(火)～9/17(木)		障がい理解教育 ー子どもの心に寄り添う具体的な関わりー	オンデマンド開催
	9/1(火)	9/3(木)		
	15:00～17:00		今求められる資質・能力を育む授業づくり6【理論②】	大阪府教育センター
15	9月～12月		今求められる資質・能力を育む授業づくり7【実践②】	所属校等
16	9月～2月		授業づくり ー地域教材・地域人材等の活用ー	市町村教育委員会 から別途通知
17	11/10(火)	11/12(木)	人権について考える ー同和教育について/大阪国際平和センターの見学ー	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
	14:30～17:00			
18	1月～2月		児童生徒理解を深めるために ー学級経営の実際、子ども理解ー	市町村教育委員会 から別途通知
19	2/16(火)	2/18(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり8【検証②】 閉講式	大阪府教育センター
	14:00～17:00			

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和9年度 小学校2年次研修 校外研修年間計画 (案)

20	令和9年度実施	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー 児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について/学級危機管理についてー	大阪府教育センター
21 ～ 23	令和9年度実施	市町村教育委員会 実施研修 (全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	令和9年度実施	授業づくり ー授業研究ー	所属校等
25	令和9年度実施	授業づくり ー授業研究報告ー	大阪府教育センター

令和8年度 中学校初任者研修 校外研修年間計画 (案)

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)		セルフマネジメント ー働くための基礎的スキルー 児童生徒理解を深めるために ー働きかけの重要性ー 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/7(火)～4/16(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】	オンデマンド開催
	4/21(火)	4/23(木)	開講式 初任者・新規採用者のみなさんへ伝えたいこと 今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】	大阪府教育センター
3	4月～7月		今求められる資質・能力を育む授業づくり2【実践①】	所属校等
4	5/19(火)	5/21(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり3 ー「特別の教科 道徳」の授業づくりー	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)		セルフマネジメント ーメンタルヘルスケアー	オンデマンド開催
5	5月中		授業づくり ー総合的な学習の時間や特別活動における、体験的な活動を取り入れた授業づくり等ー	市町村教育委員会 から別途通知
6	5/19(火)～7/16(木)		子どもの命と安全を守る取組み ー学校における危機管理ー 人権について考える ー人権尊重の教育についてー セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	6月中		授業づくり ー授業見学等ー	市町村教育委員会 から別途通知
8	7/21(火)～9/17(木)		支援教育の現状と課題 ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー	オンデマンド開催
9	7/27(月)	7/28(火)	児童生徒理解を深めるために ー不登校・いじめ・児童虐待等について/児童生徒・保護者との 関わり方ー	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
10	7/27(月)	7/28(火)	人権について考える ー在日外国人教育についてー	大阪府教育センター
	13:30～15:00			
	7/21(火)～9/17(木)		人権について考える ージェンダー平等教育・性の多様性についてー	オンデマンド開催
11	夏季休業中		人権教育研修 ー市町村における人権教育の現状と課題ー	市町村教育委員会 から別途通知
12	8/25(火)	8/27(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり4【検証①】	大阪府教育センター
13	7/21(火)～9/17(木)		障がい理解教育 ー子どもの心に寄り添う具体的な関わりー	オンデマンド開催
	9/8(火)	9/10(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり5【理論②】	大阪府教育センター
15:00～17:00				
14	9月～12月		今求められる資質・能力を育む授業づくり6【実践②】	所属校等
15	9月～2月		授業づくり ー地域教材・地域人材等の活用ー	市町村教育委員会 から別途通知
16	10/6(火)	10/8(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり7 ー教科の特性を生かした授業づくりー	大阪府教育センター
14:00～17:00				
17	11/10(火)	11/12(木)	人権について考える ー同和教育について/大阪国際平和センターの見学ー	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
14:30～17:00				
18	1月～2月		児童生徒理解を深めるために ー学級経営の実際、子ども理解ー	市町村教育委員会 から別途通知
19	1/19(火)	1/21(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり8【検証②】	大阪府教育センター
	14:00～17:00		閉講式	

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和9年度 中学校2年次研修 校外研修年間計画 (案)

20	令和9年度実施		セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー 児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について/学級危機管理についてー	大阪府教育センター
21 ～ 23	令和9年度実施		市町村教育委員会 実施研修 (全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	令和9年度実施		授業づくり ー授業研究ー	所属校等
25	令和9年度実施		授業づくり ー授業研究報告ー	大阪府教育センター

令和8年度 新規採用養護教諭研修 校外研修年間計画（案）

資料 1-3

回	日時	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)	セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/22(水) 14:00～17:00	開講式 養護教諭の職務と役割 保健室の機能と保健室経営 保健室経営計画の作成	大阪府教育センター
3	6/11(木) 15:00～17:00	救急処置の知識と学校事故への対応・連携	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)	セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－ 救急処置のアセスメント技術の向上	オンデマンド開催
4	7/21(火)～9/17(木)	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－	オンデマンド開催
5	7/28(火) 9:30～12:30	児童生徒理解を深めるために －不登校・いじめ・児童虐待等について／児童生徒・保護者との関わり方－	大阪府教育センター
6	7/28(火) 13:30～15:00	人権について考える －在日外国人教育について－	大阪府教育センター
	7/21(火)～9/17(木)	人権について考える －ジェンダー平等教育・性の多様性について－ セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	8/5(水) 14:00～17:00	養護教諭が行う健康相談 －事例を通じたアセスメント－	大阪府教育センター
8	8/26(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －アレルギー疾患のある子どもへの対応－ 学校危機における養護教諭の役割を考える	大阪府教育センター
9	9～10月中 9:30～12:30	支援教育の現状に学ぶ 養護教諭の実践に学ぶ －一人ひとりの子どもを大切にしたい支援の在り方－ 支援教育と養護教諭	調整中
10	10/21(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －性に関する指導について－ 校内連携に基づいた保健教育 －学習指導案の考察－	大阪府教育センター
11	11/24(火) 14:30～17:00	人権について考える －同和教育について／大阪国際平和センターの見学－	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
12	2/8(月) 14:00～17:00	保健組織活動の充実に向けて －保健教育を中心とした保健室経営計画－ 1年めのまとめと2年めに向けて セルフマネジメント －1年間の振り返りと今後に向けて－ 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第3、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

回	日時	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)	セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	5/14(木) 14:00～17:00	開講式 学校給食における食物アレルギー －学校給食アレルギー対応と除去食に対応するために－ 栄養教諭の実践に学ぶ －組織としてのアレルギー対応－ 食物アレルギー事故防止に向けて －ヒヤリハット回避方法・対策－	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)	セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－	オンデマンド開催
3	6月中の午後 (別途通知)	学校給食の現場から学ぶ －授業の見学／授業を見学して－ 大阪府における食育の推進 －教科等への授業参画／指導案作成の意義と校内連携／学校給食を生きた教材として活用するために－	田尻町立中学校
4	7/21(火)～9/17(木)	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－	オンデマンド開催
5	7/28(火) 9:30～12:30	児童生徒理解を深めるために －不登校・いじめ・児童虐待等について／児童生徒・保護者との関わり方－	大阪府教育センター
6	7/28(火) 13:30～15:00	人権について考える －在日外国人教育について－	大阪府教育センター
	7/21(火)～9/17(木)	人権について考える －ジェンダー平等教育・性の多様性について－ セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	8/26(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －アレルギー疾患のある子どもへの対応－ 学校危機における栄養教諭の役割を考える	大阪府教育センター
8 ・ 9	10月中 9:30～16:30	学校給食の現場から学ぶ －給食調理場の見学／給食調理場を見学して－ 栄養教諭の実践に学ぶ －食育を推進する給食指導－ 新規採用栄養教諭として －学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理と食中毒－	走井学校給食センター
10	11/19(木) 14:00～17:00	児童生徒主体の食育を進めるために －教科等の指導との連携－	大阪府教育センター
11	11/24(火) 14:30～17:00	人権について考える －同和教育について／大阪国際平和センターの見学－	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
12	2/18(木) 14:00～17:00	栄養教諭の実践に学ぶ －個別的な相談指導の実践に学ぶ－ 1年めのまとめと2年めに向けて セルフマネジメント －1年間の振り返りと今後に向けて－ 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

回	日時	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)	セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/24(金) 14:00～17:00	開講式 実務研修1 －社会人としてのマナーとおもてなし(接遇)－	大阪府教育センター
3	5/22(金) 15:00～17:00	「OSAKA 小・中学校事務職員スタンダード」を活用した目標設定	大阪府教育センター
	5/22(金)～6/30(火)	実務研修2 －学校事務職員に期待するもの/福利厚生制度のあらまし/公的年金制度について－	オンデマンド開催
4	6/5(金) 14:00～17:00	実務研修3 －表計算ソフトの活用等－	大阪府教育センター
5	7/3(金) 14:00～17:00	実務研修4 －情報公開と個人情報保護について/個人情報の適正な管理・取扱いと事務職員の役割－	大阪府教育センター
		実務研修5 －先輩の実践に学ぶ1－	
6	7/21(火)～9/17(木)	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－	オンデマンド開催
7	7/21(火)～9/17(木)	児童生徒理解を深めるために －カウンセリングの理論と実際－	オンデマンド開催
		セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－ セクシュアルハラスメントの防止と対応	
8	7/28(火) 13:30～15:00	人権について考える －在日外国人教育について－	大阪府教育センター
	7/21(火)～9/17(木)	人権について考える －ジェンダー平等教育・性の多様性について－	オンデマンド開催
9	9/4(金) 14:00～17:00	実務研修6 －プレゼンテーション力を高める1－	大阪府教育センター
		実務研修7 －先輩の実践に学ぶ2－	
10	10/9(金) 14:00～17:00	実務研修8 －プレゼンテーション力を高める2/学校事務の資質能力の向上に向けて－	大阪府教育センター
11	11/24(火) 14:30～17:00	人権について考える －同和教育について/大阪国際平和センターの見学－	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
12	1/28(木) 14:00～17:00	実務研修9 －先輩の実践に学ぶ3－	大阪府教育センター
		セルフマネジメント －1年間の振り返りと今後に向けて－ 閉講式	

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第3、8回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

令和8年度 小学校2年次研修 校外研修年間計画(案)

資料2

回	1班	2班	内容	会場等
20	6/2(火)	6/4(木)	セルフマネジメント -学び続ける教職員であるために- 児童生徒理解を深めるために -校種間連携について/学級危機管理について-	大阪府教育センター
	14:00~17:00			
21 ~ 23	7月~12月 (夏季休業~冬季休業)		市町村教育委員会 実施研修(全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	4月~12月		授業づくり -授業研究-	所属校等
25	2/9(火)	2/4(木)	授業づくり -授業研究報告-	大阪府教育センター
	14:00~17:00			

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和8年度 中学校2年次研修 校外研修年間計画(案)

回	1班	2班	内容	会場等
20	6/16(火)	6/18(木)	セルフマネジメント -学び続ける教職員であるために- 児童生徒理解を深めるために -校種間連携について/学級危機管理について-	大阪府教育センター
	14:00~17:00			
21 ~ 23	7月~12月 (夏季休業~冬季休業)		市町村教育委員会 実施研修(全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	4月~12月		授業づくり -授業研究-	所属校等
25	1/26(火) 14:00~17:00		授業づくり -授業研究報告-	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和8年度 小・中学校5年次研修 校外研修年間計画（案）

資料3

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/20（水）～6/3（水）		組織づくり チームビルディング【理論】 —一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり—	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	1/29（金）	2/5（金）	組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター
	14:00～17:00			

令和8年度 小学校10年経験者研修 校外研修年間計画（案）

資料4-1

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/22(水)～5/13(水)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 学校・地域の連携・協働について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	6/3(水)～6/17(水)		組織づくり メンタリング【理論】 ー初任期教員のキャリアを援助する存在ー	オンデマンド開催
3	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】	所属校等
4	5/20(水)	5/27(水)	授業づくり 授業改善の推進【理論】 ー今求められている授業/校内の授業改善を効果的に進めるためにー	大阪府教育センター
14:00～17:00				
5	5月～11月		授業づくり 授業改善の推進【実践】	所属校等
6	7/29(水)	8/5(水)	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
9:30～12:30				
7	6/17(水)～8/19(水)		経験×生成AIが生み出す教育の可能性 ともに学び、ともに育つ ー障がいのある子どもの人権ー	オンデマンド開催
	7/29(水)～8/19(水)			
8	市町村教育委員会による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9/16(水)	9/24(木)	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	9/16(水)～10/14(水)		人権教育の推進について	オンデマンド開催
10	11/25(水)	12/2(水)	授業づくり 授業改善の推進【検証】	大阪府教育センター
14:00～17:00				
11	2/10(水) 14:00～17:00		組織づくり メンタリング【検証】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、小学校10年経験者研修における第2、3、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 小学校10年経験者研修（特設回）

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/20(水)～6/3(水)		組織づくり チームビルディング【理論】 ー一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくりー	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	2/5(金) 14:00～17:00		組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター

令和8年度 中学校10年経験者研修 校外研修年間計画（案）

資料4-2

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/22(水)～5/13(水)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 学校・地域の連携・協働について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	5/13(水)～5/27(水)		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【理論】 —各教科の実践・校内研究の取組みを通して—	オンデマンド開催
	6/3(水) 15:00～17:00			大阪府教育センター
3	6月～11月		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【実践】	所属校等
4	6/3(水)～6/17(水)		組織づくり メンタリング【理論】 —初任期教員のキャリアを援助する存在—	オンデマンド開催
5	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】	所属校等
6	7/29(水)	8/5(水)	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
7	6/17(水)～8/19(水)		経験×生成AIが生み出す教育の可能性 ともに学び、ともに育つ —障がいのある子どもの人権—	オンデマンド開催
	7/29(水)～8/19(水)			
8	市町村教育委員会による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9/16(水)	9/24(木)	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	9/16(水)～10/14(水)		人権教育の推進について	オンデマンド開催
10	11/18(水) 14:00～17:00		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【検証】	大阪府教育センター
11	1/13(水) 14:00～17:00		組織づくり メンタリング【検証】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、中学校10年経験者研修における第4、5、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 中学校10年経験者研修（特設回）

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/20(水)～6/3(水)		組織づくり チームビルディング【理論】 —一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり—	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	1/29(金) 14:00～17:00		組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター

回	日時	内容	会場等
1	4/22(水)～5/13(水)	開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	6/4(木) 15:00～17:00	養護教諭の職務について －保健教育を中心とした保健室経営計画－ これまでの保健教育及び保健活動を振り返って	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)	救急処置のアセスメント技術の向上	オンデマンド開催
3	7/16(木) 14:00～17:00	養護教諭が行う健康相談 保健教育に果たす養護教諭の役割	大阪府教育センター
4	8/5(水) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
5	8/26(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －アレルギー疾患のある子どもへの対応－ 学校危機における養護教諭の役割を考える	大阪府教育センター
6	9/24(木) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	9/16(水)～10/14(水)	人権教育の推進について	オンデマンド開催
7	2/4(木) 14:00～17:00	支援を必要とする子どもの医学的理解と養護教諭の役割 10年経験者研修を通して －課題研究の成果報告－ これからの養護教諭に求められるもの 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

令和8年度 幼稚園新規採用教員研修 園外研修年間計画（案）

資料 5-1

回	日時	内容	会場等
1	4/16（木）～5/12（火）	新規採用教員研修の受講に当たって	オンデマンド開催
		大阪府の幼児教育	
		セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－	
2	5/14（木） 14:00～17:00	開講式	大阪府教育センター
		幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた子ども理解	
		児童虐待の現状と課題	
3	6/11（木）～6/25（木）	食育と食物アレルギーへの対応	オンデマンド開催
		セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－	
4	7/22（水） 13:30～17:00	これまでの実践を振り返る	大阪府教育センター
		リズム運動	
5	8/4（火） 14:00～17:00	学級経営の在り方 －先輩教員の実践に学ぶ－	大阪府教育センター
		指導案・指導計画の作成	
6	9/9（水）～9/28（月）	保護者理解と家庭との連携 －カウンセリングの理論と実際－	オンデマンド開催
		「ともに学び、ともに育つ」教育 －子ども理解と早期からの気付き・援助－	
7	11/25（水） 14:30～17:00	人権について考える －人権尊重の教育について／ 大阪国際平和センターの見学－	大阪国際平和センター （ピースおおさか）
8	1/14（木） 14:00～17:00	子どもの安全と危機管理	大阪府教育センター
		セルフマネジメント －学び続ける教職員であるために－	
		閉講式	
9	市町村から 別途通知	市町村 実施研修 （小学校教育との円滑な接続）	市町村から別途通知

※第1～8回は、「公立幼保連携型認定こども園新規採用教員研修」、「私立幼稚園新規採用教員研修」と合同で実施します。

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和8年度 幼稚園10年経験者研修 園外研修年間計画(案) 資料5-2

回	日時	内容	会場等
1	5/26(火)～6/9(火)	幼児教育の現状と課題	オンデマンド開催
2	6/19(金) 14:00～17:00	子ども理解と援助・指導の在り方	大阪府教育センター
3	7/17(金) 14:00～17:00	「学びに向かう力/非認知的能力」を 育む援助の在り方 ----- カリキュラムマネジメントを意識した 保育づくり	大阪府教育センター
4	8/20(木)～9/10(木)	発達や学びの連続性を踏まえた幼小接続 ー小学校教育の観点からの架け橋期 のカリキュラムー	オンデマンド開催
5	9/25(金) 14:00～17:00	支援教育・人権教育の観点を踏まえた子 ども理解と学級経営	大阪府教育センター
6	11/9(月) 14:00～17:00	組織マネジメントと幼児教育アドバイザ ー活用の観点から考える人材育成	大阪府教育センター

※第1～5回は、「幼児教育アドバイザー育成研修」(カテゴリA)と合同で実施します。

※第6回は、「園長等専門研修B」と合同で実施します。

※第1～6回は、幼保連携型認定こども園10年経験者研修と合同で実施します。

令和8年度各種法定研修等に係る年度当初の予定（案）

日程・時間（または期間）	内容	会場等
小・中学校		
4月7日（火） ～ 4月16日（木）	小学校初任者研修（第1回） 中学校初任者研修（第1回） 新規採用養護教諭研修（第1回） 新規採用栄養教諭研修（第1回） 新規採用小・中学校事務職員研修（第1回）	オンデマンド 開催
4月14日（火） ～ 4月24日（金）	初任者研修・新規採用者研修・5年次研修・10年経験者研修 実施校 校長等連絡協議会 初任者研修・支援学校幼稚部新規採用者研修 実施校 指導教員等連絡協議会	オンデマンド 開催
4月22日（水） ～ 5月13日（水）	小学校10年経験者研修（第1回） 中学校10年経験者研修（第1回） 養護教諭10年経験者研修（第1回） ※栄養教諭10年経験者研修は隔年実施のため、令和8年度は実施しない。	オンデマンド 開催
幼稚園		
4月13日（月） 15:30～17:00	幼稚園新規採用教員研修・10年経験者研修 実施園 園長等連絡協議会	大阪府 教育センター
4月14日（火） ～ 4月24日（金）		オンデマンド 開催
4月16日（木） ～ 5月12日（火）	幼稚園新規採用教員研修（第1回）	オンデマンド 開催
5月27日（火） ～ 6月9日（火）	幼稚園10年経験者研修（第1回）	オンデマンド 開催

令和8年度 法定研修について [島本町実施分]

■初任者研修

研修内容		具体的研修内容	実施時期
小学校	中学校		
授業づくり4	授業づくり4	町内めぐり（雨天決行）	5月27日（水） 15:00～17:00
授業づくり6	授業づくり5	授業づくり研修	8月5日（水） 15:00～17:00
人権教育研修		市町村における人権教育の現状と課題	6月17日（水） 15:00～17:00
授業づくり10	授業づくり9	学級づくり研修	10月14日（水） 15:00～17:00
児童生徒理解を深めるために4		学級経営の実際	2月3日（水） 15:00～17:00
普通救命講習		島本町消防署で受講	6月3日（水） 15:00～17:00

※人権教育研修…人権文化センター予定

■2年次初任者研修（社会体験研修）

回	研修内容		実施時期
第21回	社会体験研修 1	<島本町での体験研修> ・町立図書館 ・第一幼稚園 ・第二保育所 ・第四保育所 ・消防署 （施設については予定）	夏季休業中 （実施場所により異なる）
第22回	社会体験研修 2		
第23回	社会体験研修 3		

■10年経験者研修

研修内容		具体的研修内容	実施時期
小学校	中学校		
	市町村教育委員会 実施研修 1	「主体的・対話的・深い学び」の授業 づくりに係る研修	7月1日（水） 15:00～17:00
	市町村教育委員会 実施研修 2	学級づくり研修	10月7日（水） 15:00～17:00

■危機管理マニュアルのチェックをしてみましょう！ 〈「チェックリスト編」抜粋〉

下記は、「事前の危機管理」「事後の危機管理」に関するチェック項目(抜粋)です。
 あなたの学校の危機管理マニュアルについて、評価してみましょう。もし十分でない箇所が見つかったら、ぜひ解説編とサンプル編を参考にして、危機管理マニュアルの見直しを行ってください！

事前の危機管理	
現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	
<input type="checkbox"/>	防災・安全に関わる地域の特徴、歴史、被災履歴など、学校を取り巻く自然的・社会的環境の概略を、総合的に整理している。
<input type="checkbox"/>	学校で起こり得る危機事象について、「生活安全」「交通安全」「災害安全」という3つの領域を全てカバーして想定している。
<input type="checkbox"/>	危機事象のうち自然災害について、関係機関の公表するハザードマップを基に、想定される被害状況を具体的に整理している。
危機の未然防止対策	
未然防止のための体制	
<input type="checkbox"/>	平常時の学校の安全管理に関する組織体制(役割分担)を、具体的に定めている。
点検	
<input type="checkbox"/>	学校保健安全法に基づき、定期・臨時・日常の3種類の計画的な安全点検について定めている。
<input type="checkbox"/>	危険箇所の抽出方法として、関係者との合同点検や事故事例、ヒヤリ・ハット報告を活用することを定めている。
傷病者発生防止対策	
<input type="checkbox"/>	突然死や負傷などを防止するための健康管理・指導について、その方法・役割分担などを具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	熱中症を予防するためにとるべき措置について、判断方法・判断基準や留意点等を具体的に定めている。
犯罪被害防止対策	
<input type="checkbox"/>	不審者侵入を防止するための、校門等の利用方法や施設管理、来校者管理等の対策について、具体的に定めている。
危機発生に備えた対策	
緊急時の体制整備	
<input type="checkbox"/>	教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者などを具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	保護者・教職員・関係機関との緊急連絡のため、複数の多様な手段を用いた連絡体制を定めている。
施設・設備・備品の整備	
<input type="checkbox"/>	事故・災害発生時における情報収集のため、情報収集先を整理するとともに、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段(機器)を確保している。
<input type="checkbox"/>	緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めている。
<input type="checkbox"/>	備蓄品・備品の定期的な確認・更新について定めている。
家庭・地域・関係機関等との連携	
<input type="checkbox"/>	危機事態の発生に備えて、家庭との連携のために協議が必要な事項、及びその協議方法を具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	事前・発生時・事後の危機管理において連携すべき地域・関係機関等について、具体的な連携の相手先、連携事項を整理し、協議を実施している。
避難計画・避難訓練	
<input type="checkbox"/>	様々な事故・災害等を想定し、必要な避難計画を策定している。
<input type="checkbox"/>	様々な状況を想定し、目的を明確にした避難訓練の計画的な実施について定めている。

事後の危機管理	
事後(発生直後)の対応	
児童生徒等の安否確認	
<input type="checkbox"/>	授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時など、様々な場合を想定して、安否確認の役割分担・実施方法を定めている。
<input type="checkbox"/>	停電、通信途絶が生じている場合の安否確認方法について、複数の多様な手段と、安否確認にあたる教職員の安全確保策を、具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	安否確認の際に把握すべき内容、及びその整理方法を具体的に定めている。
集団下校・引渡しと待機	
<input type="checkbox"/>	集団下校・引渡し・待機の判断基準(引渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む)、判断者を定めている。
<input type="checkbox"/>	集団下校・引渡しの手順、保護者等への連絡方法、教職員間の役割分担について具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	待機を判断した場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保方策(備蓄の活用等)について具体的に定めている。
保護者等・報道機関への対応	
<input type="checkbox"/>	被災児童生徒等の保護者への対応体制、対応内容、対応上の留意点等について具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	児童生徒等や保護者に対する説明実施の判断基準を定めている。
<input type="checkbox"/>	児童生徒等への説明の方法、説明内容、留意点について定めている。
<input type="checkbox"/>	保護者への情報提供の方法、説明内容、留意点について定めている。
<input type="checkbox"/>	報道機関への対応体制、対応上の留意点について定めている。
教育活動の継続	
<input type="checkbox"/>	学校教育の再開に向けた手順及びその具体的な方法を定めている。
<input type="checkbox"/>	応急教育計画の作成について、その内容・留意点等を定めている。
<input type="checkbox"/>	被災児童生徒等に対する教育上の支援について具体的に定めている。
避難所運営への協力	
<input type="checkbox"/>	市町村等が実施する避難所の開設・運営に対し、学校として支援する範囲、支援体制について定めている。
心のケア	
<input type="checkbox"/>	事故・災害等が発生した後の児童生徒等の心身の健康状態の把握方法について、具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	関係機関・専門家とも連携した心のケア体制について具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	教職員の心のケアについて、対応方法を具体的に定めている。
調査・検証・報告・再発防止等	
<input type="checkbox"/>	学校設置者への報告の手順、報告内容や、必要な場合の支援要請について、具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	学校が行う基本調査について、その調査対象、調査体制、実施内容及び留意点を具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	調査結果に基づき評価・検証を実施すること、及びその実施体制を定めている。
<input type="checkbox"/>	自校での評価・検証結果及び詳細調査結果を受け、再発防止対策を実施することについて、具体的に定めている。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

■ガイドラインの目的

学校において児童生徒等の安全を確保するためには、危機管理マニュアルを作成し、危機管理における各教職員の役割等を明確にするとともに、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項について、全教職員が共通に理解することが不可欠です。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、危機管理マニュアルを作成しています。しかし、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではなく、**常に見直し・改善することが必要**です。

このため文部科学省では、各学校において危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の視点・考え方、その他参考となる情報などの提供を目的として、「**学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン**」をとりまとめました。

学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際や、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し改善に向けた指導・助言等を行う際に、ご活用ください。



■3段階の危機管理

本ガイドラインでは、危機管理を「事前」「発生時(初動)」「事後」の3段階に区分しています(右図参照)。

- **事前の危機管理**: ①事故・災害等の未然防止対策と、②事故・災害等に発生に備えた対策の両面で進めることが必要です。発生時(初動)や事後の危機管理を適切に実施するためには、事前の危機管理としての対策を十分に行っておくことが不可欠です。
- **発生時(初動)の危機管理**: フロー図などの簡潔な形式で示すとともに、訓練・研修などを通じて教職員が習熟しておく必要があります。
- **事後の危機管理**: 発生直後から生じる様々な事態への対応、学校としての復旧・復興への対応、事故等の調査・検証を通じた再発防止対策の取組など、様々な対応を行う必要があります。

各学校の危機管理マニュアルは、必ずしもこの3段階の危機管理に区分して記載しなければならないというわけではありません。事前・事後の危機管理について安全点検計画や避難訓練計画、応急教育に係る計画(学校再開)などを別途定めている場合は、その中で本ガイドラインの内容が満たされているか点検・見直しをしましょう。

その上で、教職員間では事前・発生時・事後の危機管理すべてについて共通の認識とするとともに、必要な事項については保護者・地域・関係機関とも共有しておくことが重要です。

事前の危機管理

- 現状及びリスクの把握
- 危機の未然防止対策
 - ・ 未然防止のための体制
 - ・ 点検
 - ・ 傷病者発生防止対策
 - ・ 犯罪被害防止対策
 - ・ 火災予防対策
 - ・ 教育活動の様々な局面における対策
- 危機発生に備えた対策
 - ・ 緊急時の体制整備
 - ・ 施設・設備・備品の整備
 - ・ 家庭・地域・関係機関等との連携
 - ・ 避難計画・避難訓練
 - ・ 教職員研修
 - ・ 安全教育

発生時(初動)の危機管理

- 傷病者発生時の対応
- 犯罪被害発生時の対応
- 交通事故発生時の対応
- 災害発生時の対応
 - ・ 火災発生時の対応
 - ・ 気象災害時の対応
 - ・ 地震発生時の対応
 - ・ 火山災害発生時の対応
 - ・ 原子力災害発生時の対応
- その他の危機事象の発生時の対応
- 教育活動の様々な局面における事故災害等発生時の対応

事後の危機管理

- 事後(発生直後)の対応
 - ・ 児童生徒等の安否確認
 - ・ 集団下校・引渡しと待機
 - ・ 保護者等・報道機関への対応
 - ・ 教育活動の継続
 - ・ 避難所運営への協力
- 心のケア
- 調査・検証・報告・再発防止等

◆「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」は下記サイトからダウンロードできます。
 文部科学省×学校安全ポータルサイト：<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

■ガイドラインの構成・使い方

本ガイドラインは、「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の3編で構成されています。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - チェックリスト編

チェックリスト編

危機管理マニュアルに盛り込むべき事項や、その記載方法などについて、チェックリストの形で示すとともに、解説編の該当ページも案内しています。

このチェックリストを使って、自校の危機管理マニュアルに必要な事項が記載されているか、記載方法は適切かなどについて評価しましょう。その上で、十分ではない点が見つかった場合や、適切かどうかの判断が下せない場合には、詳細を解説編で確認してください。

チェックリスト編・解説編・サンプル編は、全て項目毎に対応付けられています。このため、危機管理マニュアル全体ではなく、一部の評価・見直しのみ実施することも可能です。

まず、自校の危機管理マニュアルで「特にここが弱点なので見直したい」という部分から、評価・見直しを始めるとよいでしょう。

1 マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載している。	⇒解説編 p.1
<input type="checkbox"/>	消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合、その旨を記載している。	
<input type="checkbox"/>	学校安全計画・消防計画など、他に定めている学校安全関連の各種計画・マニュアルの相互関係を記載している。	⇒解説編 p.3

解説編

各チェック項目の背景となる考えなどを解説しています。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - 解説編

1 マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務づけられています。危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確化するため、当該マニュアルがこの法律に基づくものであることを明記しておくことが必要です。

また学校では、学校保健安全法以外にも、下表のようさまざまな法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められています。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、災害等が発生した場合の体制、避難経路のあり方など、一般に危機管理マニュアルに定めておくことと同様の事項が少なくありません。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法律に基づいて定めるべき計画を兼ねることもできます。そのような場合には、他の法令に基づく計画である旨も、明記しておきましょう。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人員50人以上の学校	消防計画
水防法 第16条の3第1項	洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
土砂災害防止法 ¹⁾ 第8条の2第1項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
津波防災地域づくり法 ²⁾ 第71条第1項2	津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
活火山法 ³⁾ 第8条第1項	火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
大規模地震対策特別措置法 第7条第1項	地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁴⁾	地震防災応急計画
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域法 ⁵⁾ 第7条第1項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁴⁾	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画
南海トラフ地震対策特別措置法 ⁶⁾ 第7条第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁴⁾	南海トラフ地震防災対策計画

1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
 2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」
 3) 正式名称「活火山対策特別措置法」
 4) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」
 5) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」
 6) 収容人員50人以上の学校が、各法令で規定する事項を消防法に基づく消防計画の中で定めたときは、当該事項について定めた部分が各法令の規定する対策計画等とみなされます。

学校の「危機管理マニュアル」等

そうではなく、各法に基づき計画をそれぞれ各計画に共通して記載する事項について、が大切です。

記載の留意点

- 学校保健安全法第29条に定める「危険等発生時対応要領」として策定
- その他の法律に定める下記の計画として策定（該当する場合）
 - ・ 消防法に基づく消防計画
 - ・ 水防法、土砂法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく避難確保計画
 - ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画
 - ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進法に基づく防災対策計画
 - ・ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく防災対策計画

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け ⇒ サンプル編 p.1

【記載の視点】
マニュアルに記載すべき事項や記載方法の骨子です。これを確認することで概略がわかります。

【コラム】
関連する参考情報を紹介しています。

【コラム】「避難確保計画」の作成概要

市町村は、災害対策基本法に基づいて、災害予防、災害応急対策、災害復旧など災害に関する複合的・計画的な対策を定めた「地域防災計画」を作成しています。

関連各法のうち、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく「避難確保計画」の策定が義務づけられているのは、この市町村の地域防災計画の中で、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるとして「要配慮者利用施設」や「避難促進施設」に指定されている施設です。これらの施設に指定された場合、避難確保計画を作成し、これを市町村に報告して内容の確認を受けることが求められるとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することも義務づけられています。

市町村による施設の指定は、順次進められており、また災害危険のある範囲を示すハザードマップが改訂されると追加指定される場合もあります。このため、自校が避難確保計画を作成すべき施設として指定されているかどうかは、市町村の防災担当部局に確認することが必要です。また、避難確保計画の作成に当たっては、市町村の防災担当部局の支援を受けることもできますので、まずは相談してみるとよいでしょう。

【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係（本編p.47）も参照

サンプル編

チェックリスト編や解説編に記載されている事項について、学校の危機管理マニュアルとして具現化した場合の記載例や様式例を示しています。

危機管理マニュアルは、各学校の実情に応じて様々な形が考えられますので、必ずしもこのサンプル編に記載した例にこだわらず、各学校独自の工夫を重ね、実効性のある使いやすいマニュアルとしましょう。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - サンプル編

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

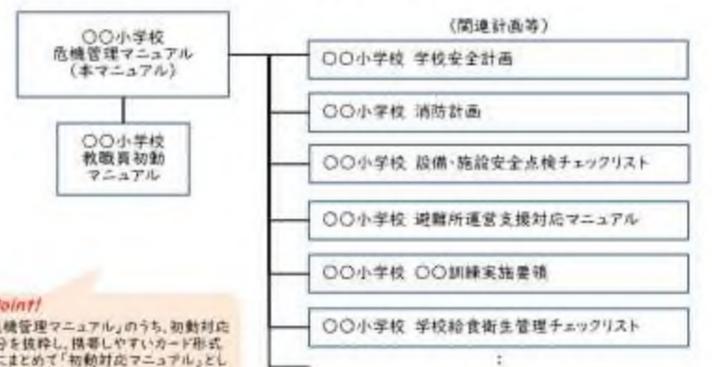
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対応要領」として作成したものである。

また本校は、〇〇市地域防災計画において〇〇法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第〇条第〇項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



Point!
「危機管理マニュアル」のうち、初動対応部分を抜粋し、携帯しやすいカード形式等により「初動対応マニュアル」として活用すると有効です。

ポイントとなる箇所にポイント解説を付記しています。

チェックリスト編

1	マニュアルの基本事項 -----	1
1-1	危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
1-2	危機管理の考え方	1
1-3	危機管理マニュアルの運用方法	1
2	事前の危機管理 -----	2
2-1	現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	2
2-2	危機の未然防止対策	2
2-3	危機発生に備えた対策	3
3	発生時（初動）の危機管理 -----	5
3-1	傷病者発生時の対応	5
3-2	犯罪被害発生時の対応	5
3-3	交通事故発生時の対応	5
3-4	災害発生時の対応	5
3-5	その他の危機事象の発生時の対応	6
3-6	校外活動中・校内行事開催中における 事故災害等発生時の対応	6
4	事後の危機管理 -----	7
4-1	事後（発生直後）の対応	7
4-2	心のケア	8
4-3	調査・検証・報告・再発防止等	8

Ⅰ マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け		
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載している。	⇒解説編 p.1
<input type="checkbox"/>	消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合、その旨を記載している。	
<input type="checkbox"/>	学校安全計画・消防計画など、他に定めている学校安全関連の各種計画・マニュアル類と、危機管理マニュアルの相互関係を記載している。	⇒解説編 p.3
1-2 危機管理の考え方		
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合でも教職員が適切な判断を下せるよう、危機管理の基本方針を記載している。	⇒解説編 p.4
<input type="checkbox"/>	起こりうる様々な危機事象に対する事前、発生時、事後の3段階の対応について、すべて定めている。	⇒解説編 p.5
<input type="checkbox"/>	3段階のうち特に「発生時の対応」は、発生する事象の種類別に、フロー図など簡易的・見やすい形式で整理している。	
1-3 危機管理マニュアルの運用方法		
<input type="checkbox"/>	全ての教職員（非常勤を含む）が危機管理マニュアルの内容を確実に理解するための、具体的な方法を定めている。	⇒解説編 p.6
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルの内容を周知すべき児童生徒等、保護者、地域住民、関係機関などについて、具体的な周知の対象者と周知方法を定めている。	
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルの保管場所・保管方法を、事故・災害等の発生時に生じる状況にも配慮して、具体的に定めている。	⇒解説編 p.7
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルの見直し・改善について、その時期、手順などを具体的に定めている。	⇒解説編 p.7
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルが最新版であることや担当責任者などが一目でわかるよう、表紙に改定時期等を記載している。	⇒解説編 p.8
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルの改訂履歴を管理し、記載している。	

2 事前の危機管理

2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

<input type="checkbox"/>	防災・安全に関わる地域の特徴、歴史、被災履歴など、学校を取り巻く自然的・社会的環境の概略を、総合的に整理している。	⇒解説編 p.9
<input type="checkbox"/>	学校の立地環境や規模、在籍する児童生徒等の状況、地域の人的状況や関係機関の状況について整理している。	⇒解説編 p.10
<input type="checkbox"/>	学校で起こり得る危機事象について、「生活安全」「交通安全」「災害安全」という3つの領域を全てカバーして想定している。	⇒解説編 p.12
<input type="checkbox"/>	危機事象のうち自然災害について、関係機関の公表するハザードマップを基に、想定される被害状況を具体的に整理している。	
<input type="checkbox"/>	緊急避難場所、避難所としての指定状況など、学校施設が地域における防災・安全の上で担う役割について整理している。	⇒解説編 p.13

2-2 危機の未然防止対策

2-2-1 未然防止のための体制

<input type="checkbox"/>	平常時の学校の安全管理に関する組織体制（役割分担）を、具体的に定めている。	⇒解説編 p.15
--------------------------	---------------------------------------	--------------

2-2-2 点検

<input type="checkbox"/>	学校保健安全法に基づき、定期・臨時・日常の3種類の計画的な安全点検について定めている。	⇒解説編 p.15
<input type="checkbox"/>	危険箇所の抽出方法として、関係者との合同点検や事故事例、ヒヤリ・ハット報告を活用することを定めている。	
<input type="checkbox"/>	学校内外の危険箇所を洗い出すための点検方法について、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	安全点検等の結果に基づき抽出された危険箇所の分析・管理の方法について具体的に定めている。	⇒解説編 p.18
<input type="checkbox"/>	安全点検等について、その適切性を評価・改善することを定めている。	

2-2-3 傷病者発生防止対策

<input type="checkbox"/>	突然死や負傷などを防止するための健康管理・指導について、その方法・役割分担などを具体的に定めている。	⇒解説編 p.20
<input type="checkbox"/>	頭頸部外傷を予防するための、危険要因の抽出方法、指導計画の作成、児童生徒等への指導内容について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.21
<input type="checkbox"/>	熱中症を予防するために取るべき措置について、判断方法・判断基準や留意点等を具体的に定めている。	⇒解説編 p.22

<input type="checkbox"/>	アレルギー疾患をもつ児童生徒等に関する情報の把握・共有・管理方法について具体的に定めている。	⇒解説編 p.24
<input type="checkbox"/>	食物アレルギー・アナフィラキシーを予防するための措置について、具体的に定めている。	
2-2-4 犯罪被害防止対策		
<input type="checkbox"/>	不審者侵入を防止するための、校門等の利用方法や施錠管理、来校者管理等の対策について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.27
<input type="checkbox"/>	児童生徒等がインターネット上の犯罪の被害者・加害者にならないための対策について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.28
2-2-5 火災予防対策		
<input type="checkbox"/>	火災の予防対策について、必要な事項を定めている。	⇒解説編 p.28
2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策		
<input type="checkbox"/>	各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における危機の未然防止対策について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.29
<input type="checkbox"/>	校外活動に際しての危機の未然防止対策について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.29
<input type="checkbox"/>	校内行事に際しての危機の未然防止対策について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.30
2-3 危機発生に備えた対策		
2-3-1 緊急時の体制整備		
<input type="checkbox"/>	教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者などを具体的に定めている。	⇒解説編 p.32
<input type="checkbox"/>	参集途上における教職員の安全を確保するための留意点等について、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	事故・災害等が発生した際に、その対応に当たるための組織について、設置基準、組織体制及び活動内容と教職員の役割分担を、具体的に定めている。	⇒解説編 p.33
<input type="checkbox"/>	管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	保護者・教職員・関係機関との緊急連絡のため、複数の多様な手段を用いた連絡体制を定めている。	⇒解説編 p.34
2-3-2 施設・設備・備品の整備		
<input type="checkbox"/>	事故・災害発生時における情報収集のため、情報収集先を整理するとともに、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段(機器)を確保している。	⇒解説編 p.36
<input type="checkbox"/>	校内の情報伝達・共有手段について、災害状況下の停電等を想定して複数の手段(機器)を確保している。	
<input type="checkbox"/>	学校設置者・市町村など外部関係機関との災害時の相互通信のため、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段(機器)を確保している。	

<input type="checkbox"/>	緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.38
<input type="checkbox"/>	災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めている。	
<input type="checkbox"/>	事故・災害等の対応に用いるための図面を整備している。	
<input type="checkbox"/>	事故・災害等の対応を記録するための様式を定めている。	
<input type="checkbox"/>	事故・災害等に備えた備蓄品・備品について、内容・保管場所等を整理・管理している。	⇒解説編 p.39
<input type="checkbox"/>	備蓄品・備品の定期的な確認・更新について定めている。	
2-3-3 家庭・地域・関係機関等との連携		
<input type="checkbox"/>	危機事態の発生に備えて、家庭との連携のために協議が必要な事項、及びその協議方法を具体的に定めている。	⇒解説編 p.40
<input type="checkbox"/>	事前・発生時・事後の危機管理において連携すべき地域・関係機関等について、具体的な連携の相手先、連携事項を整理し、協議を実施している。	⇒解説編 p.41
<input type="checkbox"/>	防災拠点（避難所）への対応について、設置・運営主体である市町村、地域の自主防災組織等とあらかじめ協議した上で、具体的に定めている。	
2-3-4 避難計画・避難訓練		
<input type="checkbox"/>	様々な事故・災害等を想定し、必要な避難計画を策定している。	⇒解説編 p.43
<input type="checkbox"/>	策定した避難計画の定期的な見直しについて定めている。	
<input type="checkbox"/>	様々な状況を想定し、目的を明確にした避難訓練の計画的な実施について定めている。	⇒解説編 p.47
<input type="checkbox"/>	地域の関係機関等と連携した訓練の実施について定めている。	
2-3-5 教職員研修		
<input type="checkbox"/>	教職員向け校内研修の計画的な実施について定めている。	⇒解説編 p.48
<input type="checkbox"/>	教職員向けに状況想定型訓練など実践的な訓練を実施することを定めている。	
<input type="checkbox"/>	学校安全に関する校外研修等の活用について定めている。	
2-3-6 安全教育		
<input type="checkbox"/>	生活安全・交通安全・災害安全の3領域について、児童生徒等の発達段階に応じて指導すべき内容を整理し、指導・教育を実践することを定めている。	⇒解説編 p.49
<input type="checkbox"/>	家庭・地域や関係機関と連携した安全教育の推進について、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	安全教育や指導計画の評価・見直しについて、具体的に定めている。	

3 発生時（初動）の危機管理

3-1 傷病者発生時の対応		
<input type="checkbox"/>	傷病者発生時の初期対応における救急・緊急連絡の手順・体制について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.51
<input type="checkbox"/>	一次救命処置の方法、留意点を、簡潔・具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	頭頸部外傷が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.54
<input type="checkbox"/>	熱中症が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.56
<input type="checkbox"/>	食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した（又は疑われる）場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.58
3-2 犯罪被害発生時の対応		
<input type="checkbox"/>	校内に不審者が侵入した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.59
<input type="checkbox"/>	校内にいる教職員・児童生徒等に不審者侵入を知らせ、対応（避難、待機等）を指示するための、具体的な方法（緊急放送の文案など）を定めている。	
<input type="checkbox"/>	近隣での事件や不審者等の発生情報を得た場合における、対応とその判断基準、関係機関との連携について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.60
<input type="checkbox"/>	学校への犯罪予告や校内に不審物等があった場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.60
3-3 交通事故発生時の対応		
<input type="checkbox"/>	登下校中などに児童生徒等が関わる交通事故が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.62
3-4 災害発生時の対応		
<input type="checkbox"/>	火災が発生した場合の対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.63
<input type="checkbox"/>	大雨等が予想される場合の臨時休業や授業打ち切り等について、必要な情報の収集体制、判断基準、保護者等への連絡方法を具体的に定めている。	⇒解説編 p.63
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の在校中に気象災害等が発生（又は切迫）したときの初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.64
<input type="checkbox"/>	地震が発生した場合の初期対応（特に一次・二次・三次避難）について、授業中、休憩時間中、登下校中など、様々な場合を想定して、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.65

<input type="checkbox"/>	噴火警報の発表や噴火警戒レベルの引上げ、避難情報の発令、突発的な噴火など、火山活動の状況に応じた初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.66
<input type="checkbox"/>	原子力災害における緊急事態区分ごとの初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.67

3-5 その他の危機事象の発生時の対応

<input type="checkbox"/>	国民保護情報が出された場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。	⇒解説編 p.68
--------------------------	--------------------------------------	--------------

3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

<input type="checkbox"/>	校外活動中に事故・災害等が発生した場合における引率教職員・児童生徒等の取るべき対応を、具体的に定めている。	⇒解説編 p.69
<input type="checkbox"/>	校外活動中に事故・災害等が発生した場合における学校(事故災害対策本部)側の取るべき対応を、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	校内行事開催中に事故・災害等が発生した場合の対応を、具体的に定めている。	⇒解説編 p.70

4 事後の危機管理

4-1 事後（発生直後）の対応		
4-1-1 児童生徒等の安否確認		
<input type="checkbox"/>	安否確認実施の判断基準を具体的に定めている。	⇒解説編 p.71
<input type="checkbox"/>	授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時など、様々な場合を想定して、安否確認の役割分担・実施方法を定めている。	
<input type="checkbox"/>	停電、通信途絶が生じている場合の安否確認方法について、複数の多様な手段と、安否確認に当たる教職員の安全確保策を、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	安否確認の際に把握すべき内容、及びその整理方法を具体的に定めている。	
4-1-2 集団下校・引渡しと待機		
<input type="checkbox"/>	集団下校・引渡し・待機の判断を下すために情報収集を行うこと、及びその具体的な手段を定めている。	⇒解説編 p.72
<input type="checkbox"/>	集団下校・引渡し・待機の判断基準（引渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む）、判断者を定めている。	
<input type="checkbox"/>	集団下校・引渡しの手順、保護者等への連絡方法、教職員間の役割分担について具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	待機を判断した場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保方策（備蓄の活用等）について具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	校外活動時の活動中止・引渡しの判断基準、判断者、実施手順等について具体的に定めている。	
4-1-3 保護者等・報道機関への対応		
<input type="checkbox"/>	被災児童生徒等の保護者への対応体制、対応内容、対応上の留意点等について具体的に定めている。	⇒解説編 p.72
<input type="checkbox"/>	児童生徒等や保護者に対する説明実施の判断基準を定めている。	⇒解説編 p.73
<input type="checkbox"/>	児童生徒等への説明の方法、説明内容、留意点について定めている。	
<input type="checkbox"/>	保護者への情報提供の方法、説明内容、留意点について定めている。	⇒解説編 p.74
<input type="checkbox"/>	報道機関への対応体制、対応上の留意点について定めている。	
4-1-4 教育活動の継続		
<input type="checkbox"/>	学校教育の再開に向けた手順及びその具体的な方法等を定めている。	⇒解説編 p.75
<input type="checkbox"/>	応急教育計画の作成について、その内容・留意点等を定めている。	
<input type="checkbox"/>	被災児童生徒等に対する教育上の支援について具体的に定めている。	

4-1-5 避難所運営への協力		
<input type="checkbox"/>	市町村等が実施する避難所の開設・運営に対し、学校として支援する範囲、支援体制について定めている。	⇒解説編 p.76
4-2 心のケア		
<input type="checkbox"/>	事故・災害等が発生した後の児童生徒等の心身の健康状態の把握方法について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.77
<input type="checkbox"/>	関係機関・専門家とも連携した心のケア体制について具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	教職員の心のケアについて、対応方法を具体的に定めている。	⇒解説編 p.78
4-3 調査・検証・報告・再発防止等		
<input type="checkbox"/>	学校設置者等への報告の手順、報告内容や、必要な場合の支援要請について、具体的に定めている。	⇒解説編 p.79
<input type="checkbox"/>	学校が行う基本調査について、その調査対象、調査体制、実施内容及び留意点を具体的に定めている。	⇒解説編 p.79
<input type="checkbox"/>	調査結果に基づき評価・検証を実施すること、及びその実施体制を定めている。	⇒解説編 p.81
<input type="checkbox"/>	自校での評価・検証結果及び詳細調査結果を受け、再発防止対策を実施することについて、具体的に定めている。	

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 各教育委員会に対する緊急の対応要請について

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
 - ①安全・安心であるべき学校における**重大な暴力行為・いじめの発生や、**
 - ②**児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていない**といった点への懸念が生じており、また、
 - ③**SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれ**が広がっている。
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。**

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- 各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと**

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないもの**であり、**暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導**いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、**警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確**にし、その方針を学校内だけでなく、家庭や地域とも共有するなど、**暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備**いただきたいこと

- 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底**を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、**学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めて**いただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

今後の国の取組

- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催（今週中）
- その後、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、通知を发出